

# 重要事項説明書

【特定（介護予防）福祉用具販売】

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： 株式会社ALC

## 特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

〔平成 30 年 7 月 19 日現在〕

### ◎ 事業所の概要

#### （1）事業所名および所在地等

事業所名	介護相談室あえる
事業者	株式会社ALC
所在地	加古川市野口町北野 1 2 8 9 - 2
連絡先	079-441-7690
営業日	土日祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く平日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
通常サービス実施地域	加古川市・高砂市・稲美町・播磨町・加西市・三木市・小野市・明石市・神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・宝塚市・三田市・加東市・西脇市・太子町・姫路市（家島町・安富町・夢前町・香寺町を除く）
ホームページアドレス	<a href="http://www.a-lc.co.jp">http://www.a-lc.co.jp</a>
E-Mail	aeru-kaigo@a-lc.co.jp
事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とする。
運営方針	<p>○ 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図るものとする。</p> <p>○ 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
法人の行う他の事業	居宅介護支援・（介護予防）訪問介護・（介護予防）通所介護 住宅改修・（介護予防）福祉用具貸与 地方自治体（市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託

#### （2）職員体制

管理者 1名

福祉用具専門相談員 2名以上

(3) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早 朝 6 : 00～8 : 30	通常時間帯 8 : 30～17 : 30	夜 間 17 : 30～22 : 00
平日	△	○	△
土・日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

※ 深夜（22 : 00～6 : 00）の搬入・搬出はできません。

◎ 提供するサービス

事業者は、次の特定福祉用具を販売します。

① 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限ります。

- 1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（ポータブルトイレ等居室において利用可能であるものに限る。
- 5) 便座の底上げ部材

② 特殊尿器

尿が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護をおこなう者が容易に使用できるもの

③ 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの（衛生上レנטアルになじまない部分）

④ 入浴用補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 1) 入浴用いす（シャワーチェア、シャワーキャリー）
- 2) 浴槽用手すり
- 3) 浴槽内いす（浴槽台）
- 4) 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって浴槽への出入りのためのもの
- 5) 浴室内すのこ
- 6) 浴槽内すのこ

⑤ 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

⑥ 移動用リフトのつり具の部分

## ◎ 福祉用具販売の提供方法、内容及び販売費用の額等

- 1 特定（介護予防）福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定（介護予防）福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、当社のカatalogによるものとします。
- 2 専門相談員は特定（介護予防）福祉用具の販売にあたっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえた適正な特定福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供します。
- 3 特定（介護予防）福祉用具販売にあたっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行います。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整等を行います。
- 4 通常の事業の実施地域を越えて行う特定（介護予防）福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収します。
  - 1) 通常の事業の実施地域を越えて1 kmにつき15円
  - 2) 特別な搬入による場合 実 費
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとします。

## ◎ 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。事業者は損害賠償責任に必要な保険に加入しています。但し、契約者の故意又は重大な過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じることが出来るものとします。

## ◎ 身体拘束の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

## ◎ 虐待防止の為の措置

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずるよう努めます。

- 1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2) 成年後見制度の利用支援
- 3) 苦情解決体制の整備
- 4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

虐待防止に関する責任者
-------------

管理者 小林 美星子
------------

◎ プライバシーについて

当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後でも同様です。

サービスを提供する上でお客様やそのご家族の情報を利用するには、お客様の同意が必要となります。別紙「個人情報の保護と取扱いについて」により、ご説明いたします。

◎ こんな場合はこちらまで

① 担当者と連絡を取りたい場合 079-441-7690

② サービスの提供に関して苦情や相談がある場合

(当社の苦情相談窓口)

連絡先： 079-441-7690
受付時間： (平日)午前8時30分～午後5時30分
担当者： 管理者および代表取締役 花田 原樹

(介護保険サービスの苦情について)

兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日)午前9時～午後5時15分
兵庫県加古川健康福祉事務所 監査指導課	連絡先 079-421-9296 受付時間(平日)午前9時～午後5時15分
加古川市福祉部介護保険課	連絡先 079-421-2000 (代表) 開庁時間 (平日) 午前8時半～午後5時15分

特定(介護予防)福祉用具販売の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者： 住 所 加古川市野口町北野1289-2  
事業所 介護相談室あえる  
会社名 株式会社ALC  
代表取締役 花田 原樹 印

説明者 印

私は、本書面によりALCから重要事項の説明を受けました。

利用者： 住 所

氏 名 印

代理人(選任する場合)： 住 所

氏 名 印